

令和元年度（2019年度）第7回教育委員会（10月定例会）議事録

- 1 日時 令和元年（2019年）10月8日（火）
午前9時30分から午前11時50分まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 古閑 陽一
委員 木之内 均
委員 堀内 忍
委員 吉井 恵璃子
委員 櫻井 一郎
委員 吉田 道雄

4 議事等

議案

- 議案第1号 熊本県教育委員会の点検及び評価について
- 議案第2号 博物館の登録に関する規則等の一部を改正する規則の制定について
- 議案第3号 令和元年度（2019年度）熊本県教育功労（優秀教職員表彰）について
- 議案第4号 熊本県立図書館協議会委員の任命について
- 議案第5号 熊本県産業教育審議会委員の任命について
- 議案第6号 熊本県立美術館協議会委員の任命について
- 議案第7号 令和元年度（2019年度）熊本県近代文化功労者の決定について
- 議案第8号 令和2年度（2020年度）教職員異動方針について
- 議案第9号 教職員の懲戒処分について

5 会議の概要

(1) 開会（9:30）

教育長が開会を宣言した。

(2) 議事録署名委員の選出

教育長が木之内委員を指名し、了承された。

(3) 会議の公開・非公開の決定

教育長の発議により、議案第3号から議案第9号は人事案件ため非公開とした。

(4) 議事日程の決定

教育長の発議により議案第1号から議案第2号を公開で審議し、議案第3号から議案第9号までの順に非公開で審議することとした。

(5) 議事

○議案第1号 「熊本県教育委員会の点検及び評価について」

教育政策課長

第1号 熊本県教育委員会の点検及び評価についてです。提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に、教育委員会は、毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、報告書を作成することとされていることから、本日御審議をお願いするものです。

本日、議案として提出している点検及び評価報告書（案）は、教育委員会における平成30年度の取組についてまとめたものです。報告書本体は別冊のとおりですが、本日は、別にお配りしております「熊本県教育委員会の点検及び評価の概要」に沿って御説明させていただきます。

なお、概要については、平成30年度は第2期教育プランの最終年度となりますので、第2期全体の総括も兼ねます。

1ページの【概要】をお願いします。教育施策の実施状況については、「第2期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」に沿って、平成30年度の取組状況を整理しました。2ページを御覧ください。まずは指標全体についてです。教育庁以外が所管するものも含めて、全部で35の指標を設けています。このうち、19の指標が目標を達成しています。残り16指標は目標を達成していませんが、うち8指標は上向き、4指標は横ばい、4指標が下向きに推移しています。

次に3ページからの「◆主な取組、成果と課題」で、個々の取組みや指標の状況について御報告します。記載しております指標の中で、「★」印をつけているものは、教育プランにおいて、『夢を叶えるミッション』として、重点的に取り組んで参った事項です。最初に、「基本的方向性1：家庭や地域の絆の中で、「生きる力」の基礎をはぐくむ」です。子どもの基本的生活習慣の育成や、家庭や地域と一体となった取組みを進めて参りました。ミッションである、「『くまもと家庭教育支援条例』の認知率」については、目標を達成できませんでしたが、「親の学び」講座等を県内全域で実施し、保護者への学習機会の提供に努めて参りました。今後「親の学び」講座を始めとして、家庭や地域、関係機関と連携した取組みを進めて参ります。

4ページをお願いします。次に「基本的方向性2：自他の命を大切にす心や、人権を尊重する態度をはぐくむ」です。ミッションである「学校は楽しいと感じる児童生徒の割合」は、割合の向上を目標としていましたが、横ばいとなりました。中学校、高校は向上しているものの、特別支援学校で計画策定時より3.8ポイント下がっています。また、「不登校児童生徒の割合」については、割合の減少を目標としていましたが、小中学校で増加しています。子どもたちが安心できる学校づくりのため、スクールカウンセラー等の外部専門家の活用やいじめ通報アプリの活用等を進めて参ります。また、熊本地震による心のケアを必要としている児童生徒に対しては、引き続き必要な対応を行って参ります。

5ページをお願いします。次に「基本的方向性3：確かな学力、豊かな心、健やかな体など『生きる力』をはぐくむ」です。ミッションである「大学等進学率」、「大学等進学希望者の進学率」及び「『熊本の心』を活用した道德の時間を地域や保護者に公開した学校の割合」については、概ね目標を達成できました。一方で、「全国学力・学習状況調査の平均答率」、「毎日朝食を摂る児童生徒の割合」については、計画策定時を下回る結果となりました。子どもたちの学力向上のため、県学力調査について、民間のノウハウを活用し、問題開発の一層の充実と、児童生徒自らが課題克服に取り組む仕組みづくりを進めて参ります。また、子どもたちの朝食摂取率向上のため、家庭や関係各所と連携した取組みを進めます。

7ページをお願いします。「基本的方向性4：障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応える」です。ミッションである「高等学校において、学校が把握する発達障がいの診断を受けている生徒についての個別の教育支援計画作成率」は目標を達成しましたが、「熊本市及びその周辺部の特別支援学校において不足する教室数」は策定時と同じく106教室が不足しています。教室不足解消のた

め、平成31年3月に「県立特別支援学校整備計画【改定版】」を策定し、必要な整備を決定しましたので、計画に基づく整備を進めて参ります。

8ページをお願いします。「基本的方向性5：ふるさとを愛する心、国際的な視野、夢を叶える力をはぐくむ」です。ミッションである「英語が『好き』『分かる』生徒の割合（中学生）」は、横ばいという結果でした。また、海外高校への留学者数は累計97人と毎年増加はしているものの、目標を達成できませんでした。国際的な視野を持つ生徒の育成のため、英語や英語を使ったコミュニケーション力が必要であり、県立高校へのALTの配置や中学生英検チャレンジ・プロジェクト等を行っているところです。特に、ALT1人当たりの訪問校数が多いことが課題ですので、生徒がALTの授業を十分に受けられる機会を得られるよう、努めて参ります。

10ページをお願いします。「基本的方向性6：信頼される学校をつくる」です。全ての指標で目標を達成することができましたが、引き続き教職員の働き方改革に取組み、全県下に効果が波及するような実効性のある取組みを行うべく、取組みを進めて参ります。

11ページをお願いします。「基本的方向性7：安全で、誰もが安心して学ぶことのできる環境をつくる」です。ミッションである「生活保護世帯の高等学校進学率」については、横ばいとなりました。知事部局の所管であります。学習支援員によるきめ細やかな指導を継続して参ります。また、「ICTを活用して指導できる教員の割合」については、策定時より14.3%上昇しましたが、目標の100%には及びませんでした。ICT環境の整備状況に格差があること、機器が整っていても活用状況の差があることが原因と考えられますので、ICT環境の整備を進めるとともに、教員の指導力向上にも努めて参ります。

13ページをお願いします。「基本的方向性8：高等教育を振興する」です。県内大学を中心とした高等機関との連携を更に強化し、連携した取組みを進めて参ります。

14ページをお願いします。次に、「基本的方向性9：生涯学習を推進する」です。「県立図書館利用者数」は、計画策定時を下回る結果となりました。ITの普及による情報収集手段の多様化や活字離れ等が原因として考えられますが、市町村立図書館等とも連携し、サービスの充実に努めて参ります。

15ページをお願いします。「基本的方向性10：熊本の文化を守り、磨き上げる」です。全指標で目標を達成することができました。被災文化財については、「平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金」により、指定文化財から未指定の歴史的建造物・動産文化財まで切れ目なく手厚い補助制度を整備しましたので、引き続き、被災文化財の早期復旧に向け、支援を行って参ります。

16ページをお願いします。「基本的方向性11：スポーツに親しむ環境をつくる」です。「スポーツ実施率」では、策定時を上回りましたが、目標を達成できませんでした。子どもから高齢者までが身近な地域で気軽にスポーツに親しむことができる環境を実現するため、継続して「総合型地域スポーツクラブ」の育成を推進して参ります。

以上御説明しました熊本県教育委員会の点検及び評価については、来る10月21日に開催予定の第3期熊本県教育振興基本計画検討・推進委員会において、学識経験者などから御意見をいただくこととしています。その御意見を踏まえ、11月の県議会に報告し、その後公表することを予定しています。

御審議の程、よろしくをお願いします。

教育長

ただ今の説明につきまして御質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。
はい。どうぞ。

吉田委員

いくつか質問がございます。3ページの「熊本家庭教育支援条例の認知率」が低いのですが、これはどういう質問ですか。

社会教育課

社会教育課でございます。このアンケートは、知事部局で行っております県民アンケートを基に「熊本家庭教育支援条例を知っていますか。」の問いに対する答えが、「知っています。」又は「聞いたことがある。」という回答の合計がこの数字になります。アンケート自体は無作為抽出で、県内1,500人を無作為抽出して出しております。また地区ごとに人口の比率に応じてやっております。熊本市が低いため、少し周知が足りていないと考えております。

吉田委員

私は、社会教育課にいろいろお世話になりましたから、この条例があることを知っています。ただ、一般の県民は特定の条例の有無を聞かれたとき、「知っている」と答えるのだろうかと思ひます。この数値も「聞いたことがあるか」という程度の多いのではないのでしょうか。また「知っている」「聞いたことがある」としても、その内容まで知らなければ意味が無いわけです。このあたりが悩ましいところでは。こうした課題があることを踏まえて、これからの対応を考えていただきたいと思ひます。

それから、4ページで「学校が楽しいと感じる」生徒の割合が90%~92%で「横ばい」と表現されました。しかし、私はこうした評価が100%になることはあり得ないと思ひます。肯定的な回答が90%であれば相当にいい状況にあるわけでは。ここで大事なものは、10%の子ども達が、「楽しい」と答えなかった理由を分析することです。いつも90%くらいで推移すればそれなりの成果として評価していいと思ひます。

いじめの場合も同様です。私がいじめに関する委員会に所属していたとき、調査を学校ですべきかどうかを議論したことがあります。学校ではいじめられている子が事実を書きにくいという声もあって、家庭で回答も選択肢として上がったのです。そこで、子どもたちに聴いたところ「いまのままでいい」という回答が多数でした。ここで、少数ながら「学校では書きにくい」と思ひていれば、それにも注目すべきだと考えます。そう回答した子どもが特定できるかどうか別として、どうして「学校で書きにくい」のかについても重要な情報として追跡し蓄積していただきたいと思ひます。

学校安全・安心推進課長

学校安全・安心推進課でございます。今の委員の御指摘の所でやはり心のアンケートで結果を取っておりますので「あまり楽しくない」「楽しくない」という2つの選択肢を回答している10%の子ども達にはスクールカウンセラーの面談ですとか担任の個別カウンセリングですとかそういったところを各学校では丁寧に見ているところでは。その理由では、やはり家庭に要因があったりですとか、学校の生活自体に馴染めないという意見があって、そこを丁寧に対応しているところではございます。

吉田委員

そうした丁寧な対応がなされた理由についても明確に記録として残して行かれた方がよろしいと思います。子どもたちに必要な働きかけをちゃんとしていることが大事です。ありがとうございました。

それから、6ページにある「毎日朝食をとる児童生徒の割合」の全国平均はわかりますか。

体育保健課

はい。体育保健課でございます。全国平均のデータはただ今手持ちがございませんが、全国的に朝食の摂取率が低下傾向にあります。その中では比較的におおきくは高い方ではございます。けれども、ここは平均値的なものをパーセントで出しておりますが、小学校5年生で大体84.1%、中学校2年生で82.4%、高校2年生75.1%と言う数字で平均値データを出しております。一度ですね、熊本地震があった後に大幅に低下が見られまして、その後、少しずつ盛り返してきているところでございます。ただ、目標設定がいま95%になっておりますけれども、毎日摂ると言うところの捉え方の中で、なかなか達成が厳しい数字を最初に設定をしてあるなというところではございまして、ほぼ毎日食べる子どもを見ますと大体95%くらいの数字でございまして、で、あとやはり課題なのは貧困の連鎖になってはいけませんけど、朝食をなかなか親に作ってもらえずに朝食が摂れないという子ども達が現実におりますので、今後そういったことも含めまして食育、または健康教育の中で取り組んでまいりたいと思っております。

吉田委員

ありがとうございます。これは社会経済的な要因もありますから、学校教育だけではなかなか難しい。ただ目標としては掲げ続けるべきだと思います。

また、高校の平均値が数値として低くなっています。こうした報告書等に提示されている平均値の取り扱いには注意が必要です。熊本市の「いじめ防止等対策委員会」に出席しました。その際に、小学校と中学校のいじめの認知件数が、それぞれ18%と4%ほどでしたが、その平均値が13%とまとめられていました。これを見て、私はこうした場合、平均値を出さない方がいいと申し上げました。小中学校の差がこれほどあるのに、平均になるとその特性が見えなくなる。その結果、状況に応じた有効な対策づくりに障害になりかねません。平均値は表示せざるを得ないこともあるでしょうが、その取り扱いには注意が必要です。また誤解を受けないよう但し書きを付けて発表することをお勧めします。

それから9ページは、「高校生の留学者数」です19人になっています。目標値が100人とされていますが、こうしたときは全徒数のパーセンテージも必要でしょう。人数だけだと、人口の違う他県との比較もできません。

さらに、「英語が好き、わかる」が半数程度ですが、これも全国平均と比べるとどのくらいの水準なのだろうかと個人的な興味湧いてきました。

高校教育課

高校教育課でございます。海外への留学者数ですが、目標設定値が延べ人数で示しておりますので、毎年10人から20人の間で推移をしております。母数が全部で高校生が3万人弱くらい県立でおりますので、それを比較しますと小人数ではあるなと思っておりますので、もう少し留学者や短期研修で行った者も含めて「海外へ行った者」という考えもあるのではないかなと考えるところでございます。

結局数字を取り上げる場合には、その根拠を明確にしますので、そのあたりをきちんと説明をされていけば、今みたいに長期・短期なども含めて数値が出てくるかと思っておりますし、割合でいうとほとんどゼロに近い割合ですので、あまりパーセンテ

ージで言うことは効果的ではないなと感じた次第でございます。

それから、10ページです。「学校改革に取り組んだ学校の割合」ということですが、これも正直言いますと内容と程度に相当依存していると思います。ちょっとでもやったところと、かなりやったところとでは程度は抜きにして「やりました。」ということになりますと100%だということだと思いますので、そのへんは、100%は、結構なことではありますけど内容や質について、ある程度押さえることは必要かと思います。これはついでですが、実は最近の調査で「あなたの会社に将来不安を感じますか。」という質問があるのですね、比較的どこも低かったです。でも考えてみたら将来に不安を感じない人っているのかというふうに考えると、否定的な回答が多いからといってただちに問題と言うよりも、否定的な回答をどのくらいの頻度で感じているか、とかこれはまだ提案して議論になった段階です。私もまだ頭の中で整理ができていませんが、例えば、極端な話、自分の組織が将来大丈夫かどうかを「寝ても覚めても毎日のように心配している。」という程度から、「時々思い出す」、「聞かれれば不安です」とは質が違うと思うのです。やはり、胃が痛くなるような不安というのは、寝る前にも心配になるし、朝起きた時にもふっと「あ、大丈夫だった。」っていうふうなくらいだと思います。ですから表現をどう聞くかは別として質的な程度を聞かないと否定的な答えを出さない人がどれ位いるのかということを考えてですね、そういう内容的なものも出来るだけ質問して押さえられるのなら先ほどお話ございましたように、インタビューなんか質的な内容を押さえて、補足的にこういうあたりでも加えて、アピールじゃないですけど表現していただくと良いなど。ちょっと長々となりましたけど、以上です。ありがとうございました。

教育長

はい。ありがとうございました。他、委員の方よろしいでしょうか。お願いいたします。

木之内委員

3ページのところで吉田委員からも御指摘があったのですが、この熊本家庭教育支援条例認知率が20%台と言うのは低いなというところで、条例っていうよりは、一番問題なのはこの下側の方に書いてあります幼児教育の所で親の学びの講座実施しているのは22.2%になっているのですよね。やっぱり保護者のいろいろな理解をいただくっていうのは、これ小学校・中学校・高校と全てに対して非常に重要な要素があると思いますので、このへんが実際に講座を実施した園が22と言うのは何か理由があるのかなというのと、保護者の方もいろいろお忙しいでしょうけど、どうにかして来てもらえる仕組みの検討はされているのか、そのへんが数字的に見ても、条例があっても余りに実施されていないのかなと感じたのが一つです。

社会教育課

社会教育課でございます。この点は、まずは親の学び講座関係の仕組みを導入して、小中学校の保護者の方を中心にこの親の学びを行ってまいりました。その結果、ほぼ100%近くの学校で行っています。ただそこに力を集中していたもので、就学前の親御さん達まで行きつかない状態で22.2%との数値になっておりますので、昨年度から親の学び推進事業を実施しまして、指定校みたいな感じで、推進園を各全市町村に、1園以上設けてそこでは必ずやってくださいと、やったところについては周辺の所にも周知して「見に来てください。」という形で広げて行こうと取組みをやっております。その結果、現在では推進園活動も増えまして、去年は、108園だったのですが、今年は133園に増えました。さらに今後増やしていこう

と就学前の親御さんたちの教育強化にも努めているところでございます。

木之内委員

小さい子たちで、親が育児に悩んでいる等のいろんな話も聞きますので、是非そういうことも含めてこういった推進もやってもらえればなと思います。

また、14ページの県立図書館なのですが、かなり数値的に減っているなと思うのですが、今は、ITも含めていろんな見せ方の変化とか、必ずしも図書館を快適にすれば良いということではなく、来てもらえるための仕組みというか、そういうものが少し抜本的に必要なのかなと思います。減っている数を見ますと、そんな気がしましたので、いろいろ取り組まれているとは思いますが、是非いろんな工夫を考えていただけたらなと。

社会教育課長

この件につきましては、平成28年の地震の時にしばらく閉館して、かなりの利用者数が減りました。それから数万人ずつの単位で上がってきておりますので、前に近い状態に回復はしております。ですが、先ほど御説明いただきましたIT環境や活字離れとかそういうのも原因にしておりましたので、出来るだけそういうものも活用しながら、県立図書館のホームページやIT環境を使いながら、図書館の取り組みを発信していくような形で出来るだけ来てもらえるように努力をしているところでございます。

教育長

はい。ありがとうございます。他、よろしいですか。

吉井委員

5ページになりますが、主な取組みで5番目の「児童生徒の情報活用能力向上のための授業」の取組みが書いてあります。携帯やスマホの利用に関して情報安全モラルの教育を行っていくということで、そして経過と課題でまた「情報安全モラルに関する最新の事例に則した指導を着実に行う必要がある。」というのがあります。これは本当にとっても大事なところで、私もICTあまり詳しくないもので、すごく不安なところがあります。過去に私がICTで凄く不安って言いましたら「それは車と同じことです。」と言われた方がありました。「最初は皆不安で、走る凶器と言われた時代もありましたけど、今では無くてはならない物になってしまって、今も確実に交通事故は起きているけれども、それでも今では車の無い社会は考えられない。そういうものです。」とそう言われて「ああ、そうか。」と思ったことがあります。ただ車の場合免許を取るのに凄く時間をかけますよね、徹底的に教育して徹底的に学んで。だから、私たちは電車が来ないと分かっているけど踏切で一旦止まる、必ず両方を確認するというのをやります。来るのを見て、来ないのが分かっているけどそれが習ったことだからやります。ICT、スマホ・パソコンも同じかと思えます。それほど気を付けて学ばせないこれは走る凶器ではありませんが、使い方によっては人を自殺に追い込むようなものでもありますので、自動車学校並みに、とは言いませんが、それほど徹底的に危険なものであると言うことを、扱いが大変なものであると言うことをしっかり教えていただきたいなと思います。「とりあえずモラル教育を行いました。」では無く、本当に子ども達に実は怖いものであると言うことを学ばせるような指導をお願いしたいと思います。

教育政策課長

教育政策課でございます。現在、教育庁で行っていますのが、情報安全出前講座です。これは、情報安全ファシリテータを任命しております、学校の現場の先生、指導主事や教育政策課職員に要望に応じて学校現場、あるいは親子で集まる機会等

に出前講座を行い、安全な利用を伝えております。それは昨年度77講座、8,200～8,300人の受講をしていただいたところです。他にも社会教育課で「親の学びプログラム」で、親子で学ぶワークショップ講座もしていただいております。それと「熊本携帯電話スマートフォンの利用5カ条」と言うチラシを使っているいろんな場面で配布させていただいております。こういったものを通じて情報モラルであるとか携帯スマホの使い方について、子どもだけではなく親も含めて、浸透させているところなので、引き続き継続して進めていきたいと思っております。

教育長

よろしいでしょうか。

吉井委員

はい。結構です。

堀内委員

すみません。一つお聞きしたいことがございます。5ページの「基本的方向3」の主な取組みの6番目の県内全ての公立小学校の5年生児童を水俣に派遣し、水俣に学ぶ肥後っ子教室を実施とあるのですが、これはいわゆる水俣病の研修と言うか勉強会になると思うのですが、この間ちょっと話が出まして水俣病の勉強をする中で、水俣の環境問題っていうのも5年生で勉強していくと思うのですが、その水俣の環境をどのように水俣の人たちは考えて、今の水俣のタツノオトシゴが生息するような水質に変化して行ったかというようなところまで子ども達は勉強しているのかなというような話になりまして、そのあたりが私も興味があったので、もしよろしければ、教えていただければと思います。

それで、第2期が今回で終わりになって、第3期という形になっていくかと思いますが、どのように第3期を組まれていくのかどうか、そのあたりは学校の方でそれぞれ計画して、県としてはどのような立場でとらえていくのかを少し教えていただければと思います。

義務教育課長

義務教育課でございます。水俣に学ぶ肥後っ子教室につきましては、今委員からございましたとおり、水俣病に関する正しい理解を子ども達に得ること、それと同時に環境学習を目的としておりますので、水俣病資料館や県環境センターも訪問いたしますので事前に学習した上で、水俣に出向きます。そして、その後に環境問題についても扱って学習を一体となって訪問だけでなくやるように、こちらから指導をしております。本年度から国の指定で菊地南中学校の方に研究をしていただいております。そのへんの成果もまた広めていくことも同時に考えております。以上でございます。

堀内委員

ありがとうございます。そうしましたら内容的なものはそれぞれの学校によって多少違ってくるということですね。基本的なものは県からこういうふうな形でということでお知らせはしてあるということですね。ありがとうございます。

教育長

よろしいでしょうか。どうぞ。

櫻井委員

14ページの図書館ですけど、いわゆる昔というか昭和の頃は、図書館というのは本を借りに行く、あるいは本を読みに行く、そして勉強しに行くというのが図書館の姿だったんですけど、今は情報を取りに行くというところが図書館だと思うんですけど、そうするとインターネットに繋がっているIT機器が相当数ないと図書

館に行こうという気持ちにならないと思うのですが、この県立図書館には自由に使えるパソコンは何台くらいあるのでしょうか。

県立図書館副館長

県立図書館副館長でございます。調査等に使えるパソコンは図書館に5台ございます。それと併せて個人がパソコンを持ち込んで使える環境も3台分くらいは環境を設定しているところです。その図書館のパソコンを使っているいろんな、例えば国会図書館とかそういうところのデータを収集もできるようになっております。

櫻井委員

はい。私も1度行ったのですが、ちょっと少ないと思います。ですから昭和の頃の図書館の利用目的と若干違ってきていると思いますので、新しい図書館のあるべき姿というのが議論されて足りないところは設備をされたほうが良いと思います。でないとな本を借りに行く、本を読みに行く、勉強しに行くだけで利用者数を増やそうとしても、おそらく増えないと思いますのでハードウェアの方の整備もお願いできればと思います。

教育長

ありがとうございました。他に御意見はありませんか。

吉井委員

申し訳ありません。これは概要ではないのですが、よろしいでしょうか。38ページになりますが、報告書の38ページで真ん中あたりですが、計画推進上の課題というのがあります。その中の丸の2つ目「主体的で対話的で深い学び」いわゆるアクティブラーニングというのがありますけれども、この実現のために事業改善の取組を広げるといことですが、アクティブラーニングはおそらく効果あるのかもしれませんが、反面とても不安なところがあります。お互いを学び合う・話し合いをすることなのですが、コミュニケーション力の不足している生徒さんにとっては逆に負担になります。話し合うことで逆に萎縮してしまう。自分の意見を言えないことで自分を低く見てしまうそういった傾向があると学びましたので、そういった生徒さんには、配慮をお願いしたいと思います。それが1点です。

そして31ページ、これは心のアンケートの件で、アンケート用紙の保管処理は確実にお願いいたします。

次に45ページになりますが、これは「学校環境ISO」に関してです。今もまだこれをやっていることを知りませんでした。前は、コンテスト等をやっていましたが、今は、無くなったので、もうやってないのかと思っていました。まだやっているのですね。これはISOに従って報告をしなくてはならないということだそうで、実は先日ある学校の先生方と話し、この環境ISOの話になりました。コンテストがあろうが、なかろうが報告をしなくてはならないので、仕事量が同じである。ただ報告だけではコンテストと違ってモチベーションが下がるので、いっそのこと無くすか、コンテストを戻すか、どちらかにしてほしいと言う先生がいらっしゃいました。そういう意見があったということでちょっとお知らせいたします。以上です。ありがとうございました。

教育長

はい。ではそれぞれ回答をお願いします。

教育指導局長

アクティブラーニングについてですが、38ページのところの表現で「主体的、対話的で深い学び」いわゆるアクティブラーニングと回りくどい表現をしておりますけれども、平成25年に、文部科学大臣が中教審に諮問したときにはアクティ

ブラーニングと言う表現がありまして、その言葉が独り歩きをして、いわゆる「グループワークする、活動をする」＝「アクティブラーニングする」と誤解が現場に広がったものですから、これをちょっと軌道修正することになりまして、必ずしも活動するということでは無くて、例えば一人でいろんな資料と自分で対話する。そういうことも含めて主体的で多様な深い学びということです。今、御指摘いただきましたように必ずしもそのグループでとなりますと、その中で無理な子と、そういうのが出来ない子もいますので、そういったことも配慮しながらいろんな手法を使いながら、そしていろんなことを配慮しながら行っていく予定です。学校訪問でもそういった視点で授業改善のための学校訪問をして、助言を行い、その辺の活動ありきにならないようにしていきたいと思っております。

学校安全・安心推進課長

失礼します。学校安全・安心推進課でございます。心のアンケートの調査後の保管管理につきましては、新聞報道等でも出ておりましたので昨日、県立学校長の方には、既にメールでお送りしまして、アンケートの結果の用紙等を再利用するとかそういう不適切な処理が無いよう適切に保管管理をお願いしたい旨は校長にも連絡をしたところでございます。

また、アクティブラーニングの学びと併せてストレス対処プログラムも全ての県立学校で実施をしております。その中にはソーシャルスキルトレーニングも当然入っています。グループエンカウンター等も取り組んでおりますので、そういう視点で、しっかりと教師が連携をして授業の中での気付き、前の時間に行った先生が次の時間の先生に「あの子ちょっと今日暗かった。」とか「活動に積極的に参加できなかった。」ですとかそういった情報共有もしっかりやっていくということ、これは本年3月の県北の報告書の提言にもいただいておりますのでその点については学校の方に周知徹底を図っているところでございます。以上でございます。

吉井委員

ありがとうございます。

高校教育課長

高校教育課でございます。環境ISOですけど、これは、コンテストは、実施してはおりませんが、長くやっておりますので学校としては定着してきているところでございます。各学校の方で学校の実情に合ったような取組目標をやっておりますし、教育委員会といたしましては、教育センターで環境教育に関する研修を行っておりますので、そこでPDCAサイクル（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善））をまわしてより良い方に改善をしながら現在取り組んでいるところでございます。

義務教育課長

義務教育課でございます。小中学校に関して、今委員からございましたような御意見については、県教育委員会にも届けておりまして、今検討を行っております。

吉井委員

ありがとうございます。

教育長

はい。ありがとうございました。

吉田委員

子どもによって表現力や得手・不得手があります。私は対人関係のコミュニケーションのスキルアップのトレーニングを開発する仕事をしてきました。現在も免許更新講習で「対人関係スキルアップトレーニング」と題した講座を担当しています。

講習 1 回あたり 60 名ほどの受講者があり、それを 6 コースほど実施しています。その際に出される認定試験には「このトレーニングは不安を抱きながらも期待して参加した」「グループワークがあるので、みんなの前でうまくやれるか心配だった」といった声が多いのです。こうしたことから、私は「対人関係」に課題や悩みを抱えている教師が少なくないと思っています。

じつは、ありがたいことに、「トレーニングで道具等がしっかり準備されていたので、思ったより自分が表現できた」という肯定的な声を聴くことができます。良かったと。私は、リーダーシップや対人関係のトレーニングで大事なことは、受講者が納得できる道具を創ったり、シートなどを開発したりすることだと考えています。たとえば、互いに知らない先生が 6 人グループを作るとします。その瞬間に自己紹介してくださいと言われても困る人が出てきます。もちろん話せる人は何の抵抗もなく自分を紹介するでしょう。しかし、それが苦手で自分の名前を言うのが精一杯という人もいます。そうした問題をクリアするために、私のトレーニングでは、まずは「自分を知らせるメモづくり」からはじめます。これだと、本番では、少なくとも「読めば目的をクリア」となります。私としては、相手が教師でも子どもでも、こうした道具の開発に努力していただきたいと思います。

教育長

ありがとうございます。

そういう方向で対応もお願いします。

吉田委員

サンプルとして後日差し上げます。

教育長

はい。ありがとうございました。他にございますか。

教育長

では、この件につきましては原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございます。

○議案第 2 号 「博物館の登録に関する規則等の一部を改正する規則の制定について」

教育政策課長

第 2 号議案として「博物館の登録に関する規則等の一部を改正する規則」の制定を提案しております。提案理由は、申請書等の様式の寸法の定着状況を踏まえ、関係規則の規定を整備するため、としております。教育委員会規則で定める申請書等の様式においては、日本工業規格 A 4 とする寸法の規定が置かれているものがございますが、様式の寸法は、現在は、A 4 が日頃の書類のやりとりでも定着している状況でございます。そうした状況で、今年の 7 月に、工業標準化法の一部改正があり、同法に規定する「日本工業規格」が「日本産業規格」に改められました。そのため、このことを契機に、様式上の規定の文言を改めることはせずに、様式の寸法の規定を削ることとするものです。この対応は、さきに知事部局でも同様に実施されております。対象となる様式が含まれた規則の把握については、教育政策課から各課に照会して教育委員会規則全体で確認しております。判明した対象 8 規則の改正を一括して行いたいと考え、提案しております。

法の文言は既に改正されておりますので、規則の施行日は、改正後速やかに、

すなわち、この規則の公布の日から、と考えております。

2 ページに案の概要を記載しております。今回の改正では、3 の（1）から（3）に挙げております8つの対象規則の寸法の規定の記載を削ります。第1条として、様式に「日本工業規格A4」の記載のある5つの規則からこの文言の記載を削ります。また、第2条は、同様に「日本工業規格A4」の記載のある規則があり、これを削りますが、合わせて所要の規定の整理を行うものです。また、第3条では「（日本工業規格A4）」の記載のある規則2つからこの文言の記載を削ります。

3 ページからが改正規則案の本体となります。5 ページからが、今回の各関係規則の対象様式の新旧対照表でございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長

形式的な規則の改正ということになります。何か御質問等はございますか。

吉井委員

1つよろしいでしょうか。

教育長

はい。どうぞ。

吉井委員

勘違いでしたら申し訳ございません。資料の中に「スコアボード」というのがあるのですが、これはひょっとして「スコアボード」のことでしょうか。

体育保健課長

スコアボードの間違いだらうと思います。

教育長

ここは、確認の上、必要な修正をお願いします。まだ時間もありますので、教育委員会中に確認ができれば回答をお願いします。それまで保留とさせていただきます。次に移りたいと思います。

【議案第9号終了後に体育保健課長から以下のとおり追加説明】

体育保健課長

先ほど、吉井委員から御指摘がありました「スコアボード」の表記の件ですが、過去の書類を確認させていただきましたところ条例を作成しました昭和35年頃は、「スコアボード」という表記がなされておりました。その後、平成10年度に条例は「スコアボード」に変更されておりました。その際に規則の方も変更しておくべきところが、そのまま残っていたということでございました。今回、書類等が間に合っておりませんでしたけれども、よろしければ条例に基づく表記に変更させていただければと御審議をよろしくお願いいたします。

教育長

はい。今説明がありましたけれども、「スコアボード」ということで修正して併せて改正をさせていただくということではよろしいでしょうか。

（委員了承）

教育長

はい。ありがとうございます。

※教育委員会議案第2号資料も「スコアボード」修正を追加

※ここで、非公開議案を審議するため、教育長が傍聴人等の退室を指示した。

6 次回開催日

教育長が、次回の定例会教育委員会は令和元年（2019年）11月6日（水）午前9時30分から教育委員会室で開催することを確認した。

7 閉会

教育長が閉会を宣言した。午前11時50分